

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和5年12月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号		商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業							
1	島根県知事許可	(般 04) 第5731号	杉村板金(有)	杉村 英路	松江市八幡町798-2	許可を受ける全ての建設業	令和5年12月4日
2	島根県知事許可	(般 03) 第9874号	(有)小藤商会	久保 賢二	益田市隅村町623-2	許可を受ける全ての建設業	令和5年12月5日
3	島根県知事許可	(般 03) 第6726号	松野建築	松野 哲夫	隠岐郡隠岐の島町卯敷435	許可を受ける全ての建設業	令和5年12月19日
一部廃業							
1	島根県知事許可	(特 04) 第8746号	ダイワエンジニアリング(株)	深田 勝彦	益田市中島町イ19-2	板、塗、防、絶、具	令和5年12月6日
2	島根県知事許可	(般 02) 第3873号	若槻セメント工業(有)	若槻 宣宏	雲南市三刀屋町粟谷59-1	解	令和5年12月18日
3	島根県知事許可	(般 03) 第401号	(株)中島工務店	中島 祐司	大田市長久町長久ハー36	土	令和5年12月19日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイ
ル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」
防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工
事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業